

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山市長

## 公表日

令和3年11月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法に基づき、各検診の対象者の管理、対象者への受診券等の送付、検診の実施、対象者への勧奨の実施、受診及び精密検査結果の管理、統計処理を行う。 主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二、第十九条の四の健康増進事業とする。</p> <p>◆健康増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●健康増進法第十七条 健康手帳の交付</li><li>●健康増進法第十九条の二 歯周病検診 肝炎ウイルス検診 がん検診 基本健診</li><li>●健康増進法第十九条の四 健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム(健康増進事業) 共通基盤システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の102の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山市 健康局 健康推進部
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山市 総務局 総務部 総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話番号073-435-1314
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 和歌山市 健康局 健康推進部 地域保健課 電話番号073-488-5121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	和歌山市 総務局 総務部 市政情報課 市政情報班 〒640-8511 和歌山市七番町23 電話番号073-435-1314	和歌山市 総務局 総務部 総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話番号073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二の健康増進事業とする。 健康増進事業 健康増進法第十七条 健康手帳の交付 健康増進法第十九条の二 歯周病検診 肝炎ウイルス検診 がん検診 基本健診	主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二、第十九条の四の健康増進事業とする。 健康増進事業 健康増進法第十七条 健康手帳の交付 健康増進法第十九条の二 歯周病検診 肝炎ウイルス検診 がん検診 基本健診 健康増進法第十九条の四 健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め	事前	
令和4年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(健康増進事業) 共通基盤システム	健康管理システム(健康増進事業) 共通基盤システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施しない	①実施する ②番号法第19条第8号 別表第二の102の2項	事前	
令和4年6月20日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年10月1日	事前	
令和4年6月20日	V リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行わなわれるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない[○](入手) 接続しない[○](提供)	接続しない[ ](入手) 接続しない[ ](提供) 十分である 十分である	事前	